

証 券 コ ー ド 8181

平 成 28 年 5 月 10 日

株 主 各 位

東京都台東区池之端 1 丁目 4 番 1 号

株式会社 東 天 紅

代表取締役社長 小 泉 和 久

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年5月25日午後6時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年5月26日（木曜日）午前10時

2. 場 所 東京都台東区池之端 1 丁目 4 番 1 号

東天紅上野店 3 階 鳳凰の間

3. 会議の目的事項

報 告 事 項 第60期（平成27年3月1日から平成28年2月29日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

第 1 号議案 定款一部変更の件

第 2 号議案 取締役 1 名選任の件

第 3 号議案 監査役 2 名選任の件

以 上

~~~~~  
◎お願い    当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付  
にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成27年3月1日から  
平成28年2月29日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府及び日銀の経済政策による景気回復が期待されたものの、米国の利上げ、原油安、中国経済の低迷など世界経済の影響が懸念され、平成28年1月以降、為替や株価の変動が激しくなるなど、先行き不透明な状況で推移いたしました。

当業界におきましては、競合はより激しさを増しており、また労働需給逼迫に伴う人件費や求人費用の上昇など、依然として厳しい経営環境が続いております。

こうした状況のもとで、当社は、新「上野店」の成功を目指し、さらに、全店においてセールス活動を徹底し、売上の拡大に注力してまいりました。

まず、セールスの徹底により、宴会受注の強化に努めました。顧客名簿を增强し、セールスを継続的に実行してまいりました。

さらに、店舗ごとの販売促進策として、既存顧客や周辺顧客をご招待する内覧試食会を実施するなど、集客強化に努めました。

次に、婚礼ブランド「LUCIS (ルーキス)」 「Cœur et Cœur (クーレクール)」 「LA VIE CLAIR (ラ ヴィ クレール)」に加え、披露宴の入り口となる顔合わせ、食事会、そして2次会を含めた婚礼事業のさらなる強化を図ってまいりました。

そして、平成27年2月にオープンいたしました新「上野店」では、宴会部門、ダイニング部門は好調に推移する一方、婚礼部門が出遅れておりましたが、次期は良化し、当初の目標を大幅に上回る見込みです。

一方、オーナー側の都合により、平成27年5月「京都・ホテル京阪店」、平成28年1月「新宿店」をそれぞれ閉鎖いたしました。

また、松戸寮跡地に賃貸マンションが竣工、全室賃貸中と順調に推移しております。

当事業年度の売上高は、婚礼部門の出遅れや撤退店舗もあり、当初予想ほどの売上増とはならず、前年同期比5.0%増の62億1,786万円となりました。この影響による粗利益の減少に加え、人手不足による人件費増、婚礼関連販促費の先行負担、旧上野店の解体費用追加負担もあり、新「上野店」の償却

費増をカバーするには至らず、営業損失は7億3,064万円（前年同期は営業損失5億6,747万円）、経常損失は6億9,654万円（前年同期は経常損失6億1,258万円）、当期純損失は6億9,902万円（前年同期は当期純利益21億2,504万円）となりました。

業態別売上高は次のとおりであります。

| 業 態 別   | 売 上 高    | 売 上 構 成 比 | 前年同期比  |
|---------|----------|-----------|--------|
| 中 国 料 理 | 5,922百万円 | 95.2%     | 106.7% |
| 日 本 料 理 | 259      | 4.2       | 81.8   |
| そ の 他   | 35       | 0.6       | 66.7   |
| 合 計     | 6,217    | 100.0     | 105.0  |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## （2）設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資総額は2億3,825万円で、その主なものは、次のとおりであります。

| 投 資 目 的           | 所 在 地  | 内 容              |
|-------------------|--------|------------------|
| 賃 貸 マ ン シ ョ ン 建 設 | 千葉県松戸市 | 平成27年7月竣工。全室賃貸中。 |

## （3）資金調達の状況

当事業年度における資金調達におきましては、特に記載すべき事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、政府による経済政策などを背景に、景気回復が期待されますが、未だ景気の先行きは不透明なものと思われます。

当社といたしましては、会社構造改革を推進し、黒字化を目指してまいります。

まず、引き続き成果・内容を重視したセールスの徹底により、宴会売上の確保に努めてまいります。

次に、婚礼ブランド「LUCIS（ルーキス）」「Cœur et Cœur（クーレクール）」「LA VIE CLAIR（ラ ヴィ クレール）」に加え、各店においても、ウェディングにかかわるパーティの受注に注力し、顔合わせ、食事会、1.5次会、2次会の更なる強化を図ってまいります。

また、販促の見直しを行い、インターネットを中心とした販促への移行を強化し、効果的な販促活動を行ってまいります。

そして、「上野店」においては、婚礼部門の販促を強化した結果、新規来館数が増え、婚礼売上の増加が期待されます。

平成28年5月、「CHIBA SKY WINDOWS 東天紅」は改装に着手し、会議室ビジネスに挑戦いたします。なお、この改装時期にあわせて、「CHIBA SKY WINDOWS 海燕亭」を閉店いたします。

さらに、平成28年6月、愛知県名古屋市中区所在の“JPタワー名古屋”内の商業施設3階に「KITTE名古屋店」を新規出店することとなりました。

#### (5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区分                    | 平成24年度<br>第57期 | 平成25年度<br>第58期 | 平成26年度<br>第59期 | 平成27年度<br>第60期(当期) |
|-----------------------|----------------|----------------|----------------|--------------------|
| 売上高(百万円)              | 6,846          | 6,323          | 5,921          | 6,217              |
| 当期純利益又は純損失(△)(百万円)    | 22             | 209            | 2,125          | △699               |
| 1株当たり当期純利益又は純損失(△)(円) | 0.87           | 8.17           | 82.72          | △27.21             |
| 総資産(百万円)              | 12,590         | 13,705         | 15,380         | 13,739             |
| 純資産(百万円)              | 9,138          | 8,869          | 11,000         | 10,250             |

#### (6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(注) 平成28年2月1日に、婚礼関連事業を目的とした100%子会社の株式会社LCL Partnersを、日本料理事業を目的とした100%子会社の株式会社海燕亭が吸収合併し、株式会社LCL Partnersへ商号変更いたしました。重要な子会社には該当いたしません。

(7) 主要な事業内容（平成28年2月29日現在）

当社は中国料理を主体とする飲食店、結婚式場、宴会場等の経営及び食品の加工、販売の業務を営んでおります。

(8) 主要な営業所（平成28年2月29日現在）

① 本 社 東京都台東区池之端1丁目4番1号

② 営業所 店舗名及び所在地は次のとおりであります。

| 店 舗 名                          | 所 在 地    | 店 舗 名            | 所 在 地     |
|--------------------------------|----------|------------------|-----------|
| 秋田キャッスルホテル店                    | 秋 田 市    | 恵比寿ガーデンプレイスタワー店  | 東京都渋谷区    |
| J A C K 大 宮 店                  | さいたま市大宮区 | 横浜桜木町ワシントンホテル店   | 横 浜 市 中 区 |
| CHIBA SKY WINDOWS<br>(東天紅・海燕亭) | 千葉市中央区   | 名 古 屋 店          | 名古屋市中村区   |
| 第 一 ホ テ ル 両 国 店                | 東京都墨田区   | 大阪天満橋 O M M 店    | 大阪市中央区    |
| 上 野 店                          | 東京都台東区   | 神戸三宮・センタープラザ店    | 神戸市中央区    |
| 高 輪 店                          | 東京都港区    | 姫路・山陽百貨店東天紅      | 兵庫県姫路市    |
| 東京国際フォーラム店                     | 東京都千代田区  | LUCIS GARDEN 上野店 | 東京都台東区    |
| 深 川 店                          | 東京都江東区   | T' S G A R D E N | 大阪市中央区    |
| オペラシティ東天紅                      | 東京都新宿区   | 海 燕 亭 上 野 店      | 東京都台東区    |

(9) 従業員の状況（平成28年2月29日現在）

| 従 業 員 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 299名    | △4名       | 37.9歳   | 13.8年       |

(注) 上記のほか、臨時従業員が月平均251名おります。

(10) 主要な借入先（平成28年2月29日現在）

| 借 入 先                     | 借 入 金 残 高 |
|---------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行         | 885百万円    |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行         | 115       |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 100       |

## 2. 会社の株式に関する事項（平成28年2月29日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 25,728,716株  
 (3) 株主数 3,979名  
 (4) 大株主

| 株 主 名                   | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|-------------------------|---------|---------|
| 小 泉 グ ル ー プ 株 式 会 社     | 7,721千株 | 30.1%   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社    | 1,393   | 5.4     |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行       | 1,278   | 5.0     |
| 九州アフリカ・ライオン・サファリ株式会社    | 633     | 2.5     |
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社 | 604     | 2.4     |
| み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社   | 584     | 2.3     |
| 第 一 生 命 保 険 株 式 会 社     | 511     | 2.0     |
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社        | 398     | 1.5     |
| ワールド・キャピタル株式会社          | 368     | 1.4     |
| 小 泉 和 久                 | 297     | 1.2     |

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は自己株式（40,445株）を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役及び監査役の状況（平成28年2月29日現在）

| 氏 名     | 地 位 及 び 担 当  | 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                        |
|---------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小 泉 和 久 | 代表取締役社長      | 小泉グループ株式会社、株式会社<br>社アブアブ赤札堂、株式会社ジ<br>ーエムシー、九州アフリカ・ラ<br>イオン・サファリ株式会社、塩<br>沢リネンサプライ株式会社、株<br>式会社LCL Partners 代表取締<br>役社長 |
| 笠 原 重 厚 | 取締役副社長       |                                                                                                                        |
| 小松崎 文 雄 | 取締役（広域営業部長）  |                                                                                                                        |
| 松 本 恵 司 | 取締役（上野店営業部長） |                                                                                                                        |
| 石 原 徹   | 取締役          |                                                                                                                        |
| 山 崎 信 行 | 常勤監査役        | 小泉グループ株式会社 取締役<br>相談役                                                                                                  |
| 高 木 武 彦 | 監査役          | 税理士                                                                                                                    |
| 渡 邊 宣 昭 | 監査役          | 公認会計士                                                                                                                  |

- (注) 1. 取締役石原徹氏は、社外取締役であります。

2. 監査役高木武彦氏及び渡邊宣昭氏は、社外監査役であります。
3. 監査役高木武彦氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
4. 監査役渡邊宣昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
5. 当社は石原徹氏及び高木武彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役（5名） 45,758千円（うち社外1名 2,049千円）

監査役（3名） 7,229千円（うち社外2名 2,419千円）

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 石原 徹

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
石原徹氏は、小泉グループ株式会社の取締役相談役であります。小泉グループ株式会社は、発行済株式の総数（自己株式を除く。）の30.1%を有する株主であります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会13回全てに出席し、経営者としての豊富な経験と高い見識に基づいて、発言を行っております。

② 監査役 高木 武彦

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会13回中12回、監査役会13回中12回に出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と監査役高木武彦氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

③ 監査役 渡邊 宣昭

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会13回中12回、監査役会13回中12回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と監査役渡邊宣昭氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                   |          |
|-----------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額          | 25,500千円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 25,500千円 |

(注) 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 会計監査人の報酬の額に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行の状況、及び報酬の見積の算定根拠などを確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成27年6月22日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針（「内部統制システムの基本方針」）を一部改訂する決議をいたしました。改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 当社及び子会社の取締役は、法令・定款を遵守し、コンプライアンス体制の構築を推進する。
  - ② 当社及び子会社の取締役は、使用人に法令・定款の遵守を徹底すべく、コンプライアンス体制を整備し、その遵守状況を管理・監督する。
  - ③ 監査役及び内部監査室は連携して、コンプライアンス体制の状況や、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
  - ④ 当社は、内部通報に関する規程を制定し、当社及び子会社の取締役及び使用人に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合、速やかに通報・相談する内部通報制度の整備を図る。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等を整備し、法令及び社内規程に基づき作成・保存する。また、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態にて管理する。
  - ② 取締役の職務の執行に係る情報の作成・保存・管理状況については、監査役の監査を受ける。
- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 当社は、当社グループ全体のリスク管理体制の基礎として、リスクマネジメント基本規程を策定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。また、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とする危機管理委員会を設置し、顧問弁護士等の助言を受けながら迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えることとする。
  - ② 取締役及び使用人は、各部門のリスク管理について担当業務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価し、適切な対策を検討・実施すると共に、かかるリスク管理状況を定期的に見直すものとする。
  - ③ 監査役及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

- (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 企業価値向上を目指し、企業理念を機軸に策定した事業計画に基づいて、目標達成のために活動し、その進捗状況の管理を行うこととする。
  - ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例取締役会（月 1 回）のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
  - ③ 激変する経営環境に迅速に対応するため、常勤取締役等で構成する常務会を毎週 1 回開催し、経営課題への機動的で効率的な職務執行を行うものとする。
  - ④ 当社は、業務分掌規程、職務権限・決裁権限規程等、各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。
  - ⑤ 当社は、子会社においても、内部統制システムの構築及び運用に際しては、取締役の職務執行の効率性及び迅速性の確保とのバランスを維持するよう監督する。
- (5) 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社を含むグループ全体における業務の適正を確保するため、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
  - ② 子会社の取締役を当社より派遣し、一体的な業務運営を図り、重要な情報を把握すると共に、当社監査役が業務執行を監査する。
  - ③ 子会社は、当社の内部監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役へ報告するものとする。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
- 監査役の職務を補助する使用人を監査役が求めた場合には配置することとし、同使用人の異動、評価等については監査役会の同意を得るものとする。
- (7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに当社監査役へ報告する。
  - ② 監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、当社及び子会社の取締役等からその担当業務の執行状況について報告を受ける。

- ③ 監査役は稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、当社及び子会社の取締役及び使用人に説明を求めることができる。
  - ④ 監査役と代表取締役は、相互の意思疎通を図るため定期的に意見交換会を開催することとする。
  - ⑤ 監査役は、内部監査室と緊密な連携を図り、意思疎通と効果的な監査業務の遂行を目指す。
  - ⑥ 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換及び情報交換を行うと共に、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- (8) 監査役へ報告した者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社及び子会社は、監査役へ報告したことを理由として、報告した者に対し不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- (9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還を請求したときは、速やかにこれに応じる。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況  
当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針としております。  
当社は、反社会的勢力への対応統括部署を総務部とし、その責任者を総務部長としております。また、顧問弁護士や警察及び公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部機関と緊密に連携し、組織全体として速やかに対処できる体制の整備と情報収集を行うと共に、従業員教育の徹底を図っております。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及び子会社は業務の適正を確保するための体制の整備を行い、取締役会等において継続的に経営上のリスクの識別及び分析を実施し、その対応策について検討しております。それらにより、必要に応じて、社内の諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

また、監査役は、監査役監査の他、社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しております。さらに、内部監査室も内部監査の定期的な実施により、日々の業務が法令、定款、社内規程等に違反していないかを検証しております。

# 貸 借 対 照 表

(平成28年 2 月29日現在)

| 科 目             | 金 額        | 科 目                     | 金 額        |
|-----------------|------------|-------------------------|------------|
| (資 産 の 部)       | 千円         | (負 債 の 部)               | 千円         |
| 流 動 資 産         | 1,745,052  | 流 動 負 債                 | 1,413,016  |
| 現金及び預金          | 733,073    | 買 掛 金                   | 111,423    |
| 売 掛 金           | 281,441    | 短 期 借 入 金               | 235,000    |
| 有 価 証 券         | 500,000    | 1年内返済長期借入金              | 462,000    |
| 商 品 及 び 製 品     | 6,832      | リ ー ス 債 務               | 508        |
| 原材料及び貯蔵品        | 84,619     | 未 払 金                   | 319,479    |
| 前 払 費 用         | 59,403     | 未 払 法 人 税 等             | 2,000      |
| そ の 他           | 79,981     | 未 払 消 費 税 等             | 156,188    |
| 貸 倒 引 当 金       | △300       | 前 受 金                   | 41,050     |
| 固 定 資 産         | 11,994,476 | 預 り 金                   | 18,066     |
| 有 形 固 定 資 産     | 9,201,102  | 賞 与 引 当 金               | 67,300     |
| 建 物             | 4,433,750  | 固 定 負 債                 | 2,075,761  |
| 構 築 物           | 47,217     | 長 期 借 入 金               | 532,025    |
| 機 械 装 置         | 61,172     | 繰 延 税 金 負 債             | 441,354    |
| 車 両 運 搬 具       | 829        | 再評価に係る繰延税金負債            | 318,721    |
| 工 具 器 具 備 品     | 126,557    | 退 職 給 付 引 当 金           | 597,465    |
| 土 地             | 4,056,032  | 資 産 除 去 債 務             | 5,200      |
| リ ー ス 資 産       | 469,247    | 長 期 未 払 金               | 140,194    |
| 建 設 仮 勘 定       | 6,294      | 預 り 保 証 金               | 40,800     |
| 無 形 固 定 資 産     | 33,038     | 負 債 合 計                 | 3,488,778  |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 32,174     | (純 資 産 の 部)             |            |
| 電 話 加 入 権       | 864        | 株 主 資 本                 | 11,270,070 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 2,760,334  | 資 本 金                   | 2,572,092  |
| 投 資 有 価 証 券     | 119,528    | 資 本 剰 余 金               | 6,561,688  |
| 関 係 会 社 株 式     | 20,000     | 資 本 準 備 金               | 6,561,688  |
| 長 期 前 払 費 用     | 21,313     | 利 益 剰 余 金               | 2,145,567  |
| 差 入 保 証 金       | 1,452,400  | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 2,145,567  |
| 長 期 未 収 入 金     | 987,873    | 買換資産圧縮積立金               | 897,126    |
| そ の 他           | 159,818    | 繰越利益剰余金                 | 1,248,440  |
| 貸 倒 引 当 金       | △600       | 自 己 株 式                 | △9,277     |
| 資 産 合 計         | 13,739,528 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | △1,019,320 |
|                 |            | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 25,525     |
|                 |            | 土 地 再 評 価 差 額 金         | △1,044,845 |
|                 |            | 純 資 産 合 計               | 10,250,750 |
|                 |            | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 13,739,528 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 平成27年 3 月 1 日)  
(至 平成28年 2 月29日)

| 科 目                     | 金 額     | 千円        |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                   |         | 6,217,862 |
| 売 上 原 価                 |         | 2,929,907 |
| 売 上 総 利 益               |         | 3,287,955 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 4,018,601 |
| 営 業 損 失                 |         | 730,646   |
| 営 業 外 収 益               |         |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 5,508   |           |
| そ の 他                   | 53,203  | 58,711    |
| 営 業 外 費 用               |         |           |
| 支 払 利 息                 | 20,829  |           |
| そ の 他                   | 3,783   | 24,612    |
| 経 常 損 失                 |         | 696,547   |
| 特 別 損 失                 |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 6,067   |           |
| 店 舗 閉 鎖 損 失             | 57,353  | 63,421    |
| 税 引 前 当 期 純 損 失         |         | 759,968   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 21,731  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △82,670 | △60,938   |
| 当 期 純 損 失               |         | 699,029   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 平成27年 3 月 1 日)  
(至 平成28年 2 月 29 日)

|                         | 株 主 資 本     |             |              |                  |               |              |         |                |
|-------------------------|-------------|-------------|--------------|------------------|---------------|--------------|---------|----------------|
|                         | 資 本 金       | 資 本 剰 余 金   |              | 利 益 剰 余 金        |               |              | 自 己 株 式 | 株 主 資 本<br>合 計 |
|                         |             | 資本準備金       | 資本剰余金<br>合 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金  |               | 利益剰余金<br>合 計 |         |                |
|                         |             |             |              | 買換資産圧<br>縮 積 立 金 | 繰越利益<br>剰 余 金 |              |         |                |
| 当期首 残高 (千円)             | 2, 572, 092 | 6, 561, 688 | 6, 561, 688  | 925, 921         | 1, 983, 653   | 2, 909, 575  | △9, 257 | 12, 034, 098   |
| 会計方針の変更による累積的影響額        | —           | —           | —            | —                | △64, 978      | △64, 978     | —       | △64, 978       |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | 2, 572, 092 | 6, 561, 688 | 6, 561, 688  | 925, 921         | 1, 918, 675   | 2, 844, 597  | △9, 257 | 11, 969, 120   |
| 事業年度中の変動額               |             |             |              |                  |               |              |         |                |
| 買換資産圧縮積立金の積立額           |             |             |              | 42, 988          | △42, 988      | —            |         | —              |
| 買換資産圧縮積立金の取崩額           |             |             |              | △71, 783         | 71, 783       | —            |         | —              |
| 当期純損失 (△)               |             |             |              |                  | △699, 029     | △699, 029    |         | △699, 029      |
| 自己株式の取得                 |             |             |              |                  |               |              | △19     | △19            |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |             |             |              |                  |               |              |         |                |
| 事業年度中の変動額合計(千円)         | —           | —           | —            | △28, 794         | △670, 234     | △699, 029    | △19     | △699, 049      |
| 当期末 残高 (千円)             | 2, 572, 092 | 6, 561, 688 | 6, 561, 688  | 897, 126         | 1, 248, 440   | 2, 145, 567  | △9, 277 | 11, 270, 070   |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等            |            |            | 純 資 産 合 計  |
|-------------------------|----------------------------|------------|------------|------------|
|                         | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 土地再評価差額金   | 評価・換算差額等合計 |            |
| 当期首 残高 (千円)             | 43,712                     | △1,077,408 | △1,033,695 | 11,000,402 |
| 会計方針の変更による累積的影響額        | —                          | —          | —          | △64,978    |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | 43,712                     | △1,077,408 | △1,033,695 | 10,935,424 |
| 事業年度中の変動額               |                            |            |            |            |
| 買換資産圧縮積立金の積立額           |                            |            |            | —          |
| 買換資産圧縮積立金の取崩額           |                            |            |            | —          |
| 当期純損失 (△)               |                            |            |            | △699,029   |
| 自己株式の取得                 |                            |            |            | △19        |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | △18,187                    | 32,562     | 14,375     | 14,375     |
| 事業年度中の変動額合計(千円)         | △18,187                    | 32,562     | 14,375     | △684,674   |
| 当期末 残高 (千円)             | 25,525                     | △1,044,845 | △1,019,320 | 10,250,750 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的債券……………原価法
- (2) 子会社株式……………移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券
  - 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
  - 時価のないもの……………移動平均法による原価法

#### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法……………最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法  
但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。  
主な耐用年数      建物                                      8年～47年
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法  
但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- (3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金                                      債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金                                      従業員に支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金                                      従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

##### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

## ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

## ５．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理方法は税抜方式を採用しております。

（会計方針の変更）

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した債券の利回りに基づく割引率を使用する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首において、退職給付引当金が64,978千円増加し、繰越利益剰余金が同額減少しております。

また、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

（未適用の会計基準等）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成27年12月28日）

### （１）概要

繰延税金資産の回収可能性の判断要件の見直し等

### （２）適用予定日

平成29年３月１日以後開始する事業年度の期首より適用予定

### （３）当該会計基準等の適用による影響

当会計基準等の適用による計算書類に与える影響は、現在評価中であります。

貸借対照表に関する注記

|                   |               |
|-------------------|---------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 2, 247, 725千円 |
| 2. 担保に供している資産     |               |
| 建物                | 3, 900, 582千円 |
| 構築物               | 31, 346千円     |
| 土地                | 3, 425, 575千円 |
| 差入保証金             | 273, 840千円    |
| 計                 | 7, 631, 345千円 |
| 上記に対応する債務         |               |
| 短期借入金             | 90, 000千円     |
| 長期借入金             | 945, 800千円    |
| 計                 | 1, 035, 800千円 |

(注) 長期借入金は、1年内返済長期借入金を含めて表示しております。

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 |           |
| 短期金銭債権                | 17, 324千円 |
| 短期金銭債務                | 10, 727千円 |

4. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正公布法律第24号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価額による方法とし、一部について第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格に合理的な調整を行う方法により算出しております。

|                                    |             |
|------------------------------------|-------------|
| ② 再評価を行った年月日                       | 平成13年2月28日  |
| ③ 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 | △285, 112千円 |
| ④ 上記差額のうち賃貸借不動産に係るもの               | 58, 931千円   |

損益計算書に関する注記

|              |            |
|--------------|------------|
| 1. 関係会社との取引高 |            |
| 営業取引による取引高   |            |
| 仕入高          | 202, 822千円 |

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|       | 当 事 業 年 度<br>期首の株式数(株) | 当 事 業 年 度<br>増加株式数(株) | 当 事 業 年 度<br>減少株式数(株) | 当 事 業 年 度 末<br>の 株 式 数 ( 株 ) |
|-------|------------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------------|
| 発行済株式 |                        |                       |                       |                              |
| 普通株式  | 25,728,716             | —                     | —                     | 25,728,716                   |
| 合 計   | 25,728,716             | —                     | —                     | 25,728,716                   |
| 自己株式  |                        |                       |                       |                              |
| 普通株式  | 40,305                 | 140                   | —                     | 40,445                       |
| 合 計   | 40,305                 | 140                   | —                     | 40,445                       |

※ 自己株式140株の増加は単元未満株式の買い取りによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

金融商品関係に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針です。

デリバティブ取引は利用しない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクについては債権管理要領に沿って取引先毎の期日管理及び残高管理を行うことでリスク低減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価額の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

差入保証金は、主に店舗の賃借にかかる敷金であり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。借入金は原則として固定金利で調達しておりますが、変動金利の流動性リスクについては、各社からの報告に基づき財務担当が適時に資金繰り計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足的説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

|                  | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)   | 差額 (千円) |
|------------------|------------------|-----------|---------|
| (1) 現金及び預金       | 733,073          | 733,073   | —       |
| (2) 売掛金          | 281,441          | 281,441   | —       |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 |                  |           |         |
| 満期保有目的の債券        | 500,000          | 500,000   | —       |
| その他有価証券          | 119,345          | 119,345   | —       |
| (4) 差入保証金        | 65,007           | 62,183    | △2,824  |
| 資産計              | 1,698,868        | 1,696,044 | △2,824  |
| (5) 買掛金          | 111,423          | 111,423   | —       |
| (6) 未払金          | 319,479          | 319,479   | —       |
| (7) 短期借入金        | 235,000          | 235,000   | —       |
| (8) リース債務        | 508              | 499       | △9      |
| (9) 長期借入金        | 994,025          | 994,217   | 192     |
| 負債計              | 1,660,436        | 1,660,619 | 183     |

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

債券で短期に決済されるものについては、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、返済予定額を現在価値に割り引いて算定しております。

## 負 債

### (5) 買掛金及び(6) 未払金、並びに(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (8) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

### (9) 長期借入金

長期借入金の時価につきましては、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、1年内返済予定長期借入金は、長期借入金に含めております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分       | 貸借対照表計上額 (千円) |
|----------|---------------|
| ① 非上場株式  | 182           |
| ② 差入保証金  | 1,387,392     |
| ③ 長期未収入金 | 987,873       |
| 合計       | 2,375,448     |

(注) 上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「2. 金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

(注3) 満期のある金銭債権及び有価証券の決算日後の償還予定額

|        | 1年以内 (千円) | 1年超5年以内 (千円) | 5年超10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|-----------|--------------|---------------|-----------|
| 現金及び預金 | 733,073   | —            | —             | —         |
| 売掛金    | 281,441   | —            | —             | —         |
| 有価証券   | 500,000   | —            | —             | —         |
| 差入保証金  | 9,101     | 36,406       | 19,500        | —         |
| 長期未収入金 | —         | 987,873      | —             | —         |
| 合計     | 1,523,616 | 1,024,279    | 19,500        | —         |

(注4) 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

|       | 1年以内 (千円) | 1年超2年以内 (千円) | 2年超3年以内 (千円) | 3年超4年以内 (千円) | 4年超5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|-----------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------|
| 長期借入金 | 462,000   | 421,125      | 110,900      | —            | —            | —        |
| リース債務 | 508       | —            | —            | —            | —            | —        |
| 合計    | 462,508   | 421,125      | 110,900      | —            | —            | —        |

## 税効果会計関係に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

|                   |            |
|-------------------|------------|
| 未払事業所税            | 5,239千円    |
| 賞与引当金             | 22,276千円   |
| 未払社会保険料           | 3,177千円    |
| 退職給付引当金           | 192,981千円  |
| 長期未払金（役員退職慰労引当金分） | 45,282千円   |
| 繰越欠損金             | 239,313千円  |
| 減損損失              | 86,518千円   |
| その他               | 8,311千円    |
| 計                 | 603,101千円  |
| 評価性引当額            | △603,101千円 |
| 繰延税金資産合計          | —          |

#### 繰延税金負債

|              |            |
|--------------|------------|
| 買換資産圧縮積立金    | △429,174千円 |
| その他有価証券評価差額金 | △12,179千円  |
| 繰延税金負債合計     | △441,354千円 |
| 繰延税金負債の純額    | △441,354千円 |

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の原因となった主要な項目別の内訳については、税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は平成28年3月1日から平成29年2月28日までに解消が見込まれる一時差異については、従来の35.6%から33.1%に、平成29年3月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の35.6%から32.3%に変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額が46,434千円減少し、当事業年度の法人税等調整額が42,988千円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は32,562千円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

#### 4. 決算日後の法人税等の税率の変更

平成28年3月31日に、「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が公布され、平成28年4月1日以後開始する事業年度より法人税率等が変更されることとなりました。これに伴い、平成29年3月1日から開始する事業年度以後において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が変更されます。

平成29年2月28日まで 33.1%

平成29年3月1日から平成31年2月28日まで 30.9%

平成31年3月1日以降 30.6%

なお、この税率変更に伴う影響は軽微であります。

#### 資産除去債務関係に関する注記

##### 1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

貸借対照表に計上している資産除去債務については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

##### 2. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

定期建物賃貸借契約以外の不動産賃貸借契約については、退去時に原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する貸借資産の使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

#### 関連当事者との取引に関する注記

##### (7) 親会社及び法人主要株主等

| 属性       | 会社等の名称   | 所在地    | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%)    | 関連当事者との関係        | 取引の内容  | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|----------|----------|--------|--------------|-----------|----------------------|------------------|--------|----------|----|----------|
| その他の関係会社 | 小泉グループ ㈱ | 東京都台東区 | 200,000      | 各種経営指導    | (被所有)直接30.1<br>間接2.5 | 不動産の賃借等<br>役員の兼任 | 事務所賃借他 | 5,000    | —  | —        |

##### (4) 子会社等

| 属性  | 会社等の名称           | 所在地    | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業              | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係                   | 取引の内容                | 取引金額(千円)          | 科目         | 期末残高(千円)       |
|-----|------------------|--------|--------------|------------------------|-------------------|-----------------------------|----------------------|-------------------|------------|----------------|
| 子会社 | ㈱ L C L Partners | 東京都台東区 | 20,000       | 日本料理店の経営<br>婚礼関連諸事業の経営 | (所有)直接100.0       | 店舗の業務委託<br>婚礼商品の仕入<br>役員の兼任 | 店舗の業務委託<br>店舗の婚礼商品仕入 | 161,409<br>41,412 | 未払金<br>買掛金 | 8,234<br>2,492 |

(ウ) その他の関係会社の子会社等

| 属性                   | 会社等の名称             | 所在地         | 資本金は<br>又出資金<br>(千円) | 事業の<br>内容<br>又は職業 | 議決権<br>等の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係       | 取引の内容              | 取引金額<br>(千円) | 科目         | 期末残高<br>(千円) |
|----------------------|--------------------|-------------|----------------------|-------------------|-------------------------------|---------------------|--------------------|--------------|------------|--------------|
| その他の<br>関係会社<br>の子会社 | ㈱アブ<br>ア赤堂         | 東京都<br>台東区  | 1,000,000            | 繊維、食品<br>等の小売     | —                             | 店舗の賃借<br>役員の兼任      | 店舗の賃借他<br>保証金の差入   | 29,373<br>—  | —<br>差入保証金 | —<br>70,000  |
|                      | ㈱ジーエ<br>ムシー        | 東京都<br>文京区  | 50,000               | ビルメンテ<br>ナンス業     | —                             | 店舗の清掃<br>役員の兼任      | 店舗の清掃              | 22,267       | 未払金        | 1,869        |
|                      | 塩沢リネ<br>ンサプ<br>ライ㈱ | 新潟県<br>南魚沼市 | 70,000               | リネンサ<br>プライ業      | —                             | 店舗のリネンサ<br>プライ役員の兼任 | 店舗のリネ<br>ンサプ<br>ライ | 58,297       | 未払金        | 5,404        |

- (注) 1. 上記(ア)～(ウ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針  
事務所及び店舗の賃借他については、近隣の取引実勢に基づいて契約により決定しております。  
店舗の業務委託及び清掃、リネンサプライについては、一般の取引条件と同様に決定しております。
3. 小泉グループ㈱は上記属性のほか、当社の「主要株主」に該当します。
4. ㈱海燕亭と㈱LCL Partnersは平成28年2月1日に㈱海燕亭を存続会社として吸収合併し、同日付で商号を㈱LCL Partnersに変更しております。なお、合併前の各社の取引高と合併後の㈱LCL Partnersの取引高を合算しております。

賃貸等不動産に関する注記

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用の店舗等（土地を含む）を所有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は4,852千円（賃貸収益は営業収益に、主な賃貸費用は営業費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

| 貸借対照表計上額          |                  |                  | 当事業年度末の時価<br>(千円) |
|-------------------|------------------|------------------|-------------------|
| 当事業年度期首残高<br>(千円) | 当事業年度増減額<br>(千円) | 当事業年度末残高<br>(千円) |                   |
| 1,101,830         | 464,198          | 1,566,028        | 1,441,205         |

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価に土地再評価を行った金額から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度増減額のうち、主な増加額は自社利用から賃貸用への転用（456,460千円）、主な減少額は減価償却費（16,132千円）であります。

3. 当事業年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定書に基づく金額によっております。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や、適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、その他の物件については一定の評価額や市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額であります。

1 株当たり情報に関する注記

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 1 株当たり純資産額      | 399.04円 |
| 1 株当たり当期純損失 (△) | △27.21円 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成 28 年 4 月 13 日

株 式 会 社 東 天 紅

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

|                    |       |           |
|--------------------|-------|-----------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 山 口 直 志 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 高 尾 英 明 ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東天紅の平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 28 年 4 月 15 日

株 式 会 社   東 天 紅   監 査 役 会

常勤監査役   山   崎   信   行   ㊞

社外監査役   高   木   武   彦   ㊞

社外監査役   渡   邊   宣   昭   ㊞

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

社外取締役、あるいは非業務執行取締役として今後とも引き続き有能な人材を迎えることができるようにするため、非業務執行取締役の責任を法令の定める限度額に制限する契約を締結できる旨を、会社法第427条第1項に基づき、定款第25条（取締役の責任免除）として新設するものであります。また、現行定款第25条以下を各1条ずつ繰り下げるものであります。

なお、定款第25条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款           | 変 更 案                                                                                                                                                          |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)             | <u>(取締役の責任免除)</u><br><u>第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（会社法に定める業務執行取締役であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</u> |
| 第25条～第29条（ 条文省略 ） | 第26条～第30条（現行どおり）                                                                                                                                               |

（注）本議案が承認された場合には、当社は、取締役石原徹氏との間で責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役松本恵司氏は、本総会終結のときをもって任期満了となりますので、  
取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| ふ り が な<br>氏 (生年月日)                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                      | 所 有 す る<br>当社株式の数 |
|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| まつ もと けい じ<br>松 本 恵 司<br>(昭和36年2月26日) | 昭和58年3月 当社入社<br>平成16年6月 当社上野店支配人<br>平成19年3月 当社上野店営業部長<br>平成24年5月 当社取締役上野店営業部長就任<br>(現在に至る) | 6,636株            |

(注) 候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役山崎信行、渡邊宣昭の両氏は、本総会終結のときをもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 (生年月日)                         | 略 歴、当 社 に お け る 地 位<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                   | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|-----------|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1         | あさ ぬま とし ゆき<br>浅 沼 俊 之<br>(昭和29年3月5日)<br>新任 | 昭和53年3月 当社入社<br>平成24年5月 当社内部監査室長兼内部統制室長<br>(現在に至る)                                                                                                                                                           | 7,000株                 |
| 2         | わた なべ のぶ あき<br>渡 邊 宣 昭<br>(昭和24年3月25日)      | 昭和47年10月 監査法人和光事務所入所<br>平成12年5月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監<br>査法人)代表社員<br>平成23年7月 公認会計士渡邊宣昭事務所開設<br>(現在に至る)<br>平成24年5月 当社社外監査役就任<br>(現在に至る)<br>平成24年5月 株式会社パイブドビッツ社外監査役<br>(現在に至る)<br>平成27年6月 クオール株式会社社外監査役<br>(現在に至る) | 0株                     |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 渡邊宣昭氏は社外監査役候補者であります。同氏は、公認会計士の資格を有し、公認会計士としての幅広い知識と高い見識を有しており、社外監査役としての業務を十分全うできるものと考えます。また、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により適任と判断いたします。
3. 渡邊宣昭氏は現在当社の社外監査役ですが、監査役としての在任期間は本総会終結のときをもって4年になります。
4. 当社は渡邊宣昭氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、同氏の再選が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。

以 上

メ 毛

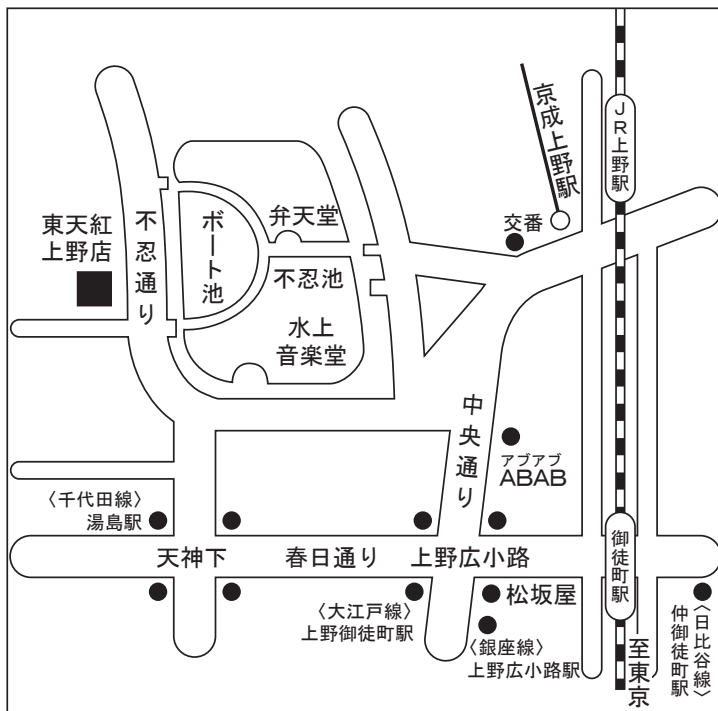
[illegible]

## 株主総会会場ご案内

東京都台東区池之端 1 丁目 4 番 1 号

東天紅上野店 3 階 鳳凰の間

電話 03 (3828) 5111(代)



|   |    |                   |        |
|---|----|-------------------|--------|
| J | R  | 上野駅しのばず口          | 徒歩13分  |
|   |    | 御徒町駅北口            | 徒歩13分  |
| 私 | 鉄  | 京成線・京成上野駅         | 徒歩10分  |
| 地 | 下鉄 | 千代田線・湯島駅 1 番出口    | 徒歩 3 分 |
|   |    | 銀座線・上野広小路駅 3 番出口  | 徒歩10分  |
|   |    | 大江戸線・上野御徒町駅 3 番出口 | 徒歩10分  |

お 願 い : 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますのでお車でのご来場はご遠慮願います。